

出せん	基本財産 2,962 億 9,607 万余円のうち、129 億 1,954 万余円 (4.4%)
補助金 (表 1)	68 億 9,157 万余円 (平成 28 年度交付額) 62 億 7,691 万余円 (平成 29 年度交付額)
負担金 (表 2)	58 億 6,400 万余円 (平成 28 年度交付額) 54 億 5,732 万余円 (平成 29 年度交付額)
貸付金 (表 3)	560 億 2,500 万円 (平成 28 年度末残高) 413 億 5,000 万円 (平成 29 年度末残高)
東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金	東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金交付要綱	東京信用保証協会の行う信用保証に対する、保証債務履行に伴う損失の補助 (補助率：9/10 等)	7,739,893	6,891,570	6,276,910

(注) 保証債務履行に伴う損失額から、保険金等を除き補助率を乗じる

(表 2) 負担金の交付状況

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業制度融資信用保証料負担金	東京都中小企業制度融資に係る信用保証料負担金交付要綱	制度融資の利用に係る信用保証料の一部を負担 (負担割合：1/2 等)	5,685,491	5,864,009	5,457,329

(表 3) 貸付金残高

貸付金名	平成 27 年度末残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸付額	償還額	年度末残高	貸付額	償還額	年度末残高
東京都中小企業制度融資に係る貸付金	87,078	53,559	84,612	56,025	49,078	63,753	41,350

(注) 中小企業の金融円滑化を図るための融資の原資を東京信用保証協会へ貸し付けている。

第 3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、東京信用保証協会（以下「協会」という。）の補助対象事業等について、主に、補助金交付要綱等に基づいて申請及び交付が適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

中小企業者等が、必要な資金融資を受ける際に、協会が信用保証を行うことにより、当該企業等に対し金融支援を行っている。

景気が緩やかな回復基調にあることから、協会が行っている保証債務の履行については、減少傾向となっている。また、平成 29 年度の信用保証料は、小規模企業向け融資等の増加により、平成 28 年度に比べ、件数は増加しているが、金額は減少している。

補助対象事業等の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金等に係る会計処理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第 4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(表 4) 保証債務履行補助に係る事業

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証債務履行に伴う損失額	7,167	55,357,514	6,543	51,200,118	6,008	48,037,840

(単位：件、千円)

(表 5) 信用保証料負担に係る事業

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証料	18,587	11,362,063	19,621	11,679,484	20,750	10,971,172
小規模企業向け融資	8,439	904,521	8,868	971,338	10,505	1,126,697
創業融資	717	113,666	1,207	198,497	1,655	264,740
産業力強化融資	450	262,139	562	357,157	608	458,256
経営支援融資	1,641	1,146,733	1,371	917,598	1,047	713,518
企業再生支援融資	7,339	8,935,656	7,612	9,234,610	6,934	8,407,889
その他	1	345	1	290	1	88

(単位：件、千円)

東海汽船株式会社など7団体

第1 監査の目的  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計処理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
	東海汽船株式会社	平成30年10月11日及び12日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
	伊豆諸島開発株式会社	平成30年10月19日	
	神新汽船株式会社	平成30年10月17日	
団体	新島物産株式会社	平成30年10月23日	
	八幡丸漁業運輸株式会社	平成30年10月29日	
	全日本空輸株式会社	平成30年10月25日	
	新中央航空株式会社	平成30年10月5日	
局	港湾局、総務局	平成30年10月4日、30日及び31日	

2 団体の概要

各団体の主な事業

団体名	主な事業
東海汽船株式会社	海上運送事業、港湾運送事業、商事科飲事業
伊豆諸島開発株式会社	海上運送事業、船内における販売
神新汽船株式会社	海上運送事業、海運代理店業
新島物産株式会社	石材の採掘・加工販売、港湾運送事業、内航運送取扱業
八幡丸漁業運輸株式会社	水産物及び漁業資材等の海上運搬
全日本空輸株式会社	航空運送事業、航空機使用事業
新中央航空株式会社	航空運送事業、航空機使用事業、飛行場管理業

各団体の所在地及び役員等(平成30年3月31日現在)

団体名 (設立年月)	団体の所在地	人員
東海汽船株式会社 (明治22年11月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員11名、従業員202名
伊豆諸島開発株式会社 (昭和46年9月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員13名、従業員38名
神新汽船株式会社 (昭和52年10月)	東京都港区海岸一丁目16番1号	役員9名、従業員15名
新島物産株式会社 (昭和32年4月)	東京都新島村本村一丁目7番1号	役員4名、従業員37名
八幡丸漁業運輸株式会社 (昭和25年2月)	東京都港区港南四丁目7番8号	役員8名、従業員12名
全日本空輸株式会社 (昭和27年12月)	東京都港区東新橋一丁目5番2号	役員19名、従業員13,928名
新中央航空株式会社 (昭和53年12月)	茨城県龍ヶ崎市半田町3177番地	役員7名、従業員112名

3 都との関係

都は、東海汽船株式会社など7団体に対し、平成28年度に2.1億3,161万余円、平成29年度に1.8億3,976万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助事業の概要

所管局	補助事業名	補助の目的	補助要綱名	補助内容及び補助金額の算定方法
総務局	①小笠原諸島離島航路補助	小笠原諸島における離島航路の維持及び改善を図る。	小笠原諸島離島航路補助金交付要綱	10月から9月までの補助対象航路の実績次損額から国庫補助額を差し引いた額
	②小笠原諸島離島航路改善補助		小笠原諸島離島航路改善補助金交付要綱	10月から9月までの船舶使用料(減価償却相当額及び利息相当額)の2分の1以内の額
	③小笠原諸島離島航路船舶建造費補助		小笠原諸島離島航路船舶建造費補助金交付要綱	船舶建造に要する費用の2分の1

所管局	補助事業名	補助の目的	補助要綱名	補助内容及び補助金額の算定方法
港 湾 局	④離島航路補助	伊豆諸島における離島航路の維持及び改善を図る。	離島航路補助金交付要綱	10月から9月までの補助対象航路の実績大損額から国庫補助額を差し引いた額
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	伊豆諸島における島民生活の安定及び産業の振興を図る。	伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	1月から12月までの補助対象貨物(プロパンガス等19品目)の運賃の全額又は50%の額
	⑥伊豆大島船舶旅客運賃補助	大島町への旅客誘致を促進し、復興に資する。	伊豆大島船舶旅客運賃補助金交付要綱	伊豆大島椿まつりの開催期間、旅客一人当たり1,500円(小学生1,000円)
	⑦離島航路船舶建造費補助	離島航路の維持改善を図り、島民生活の安定及び向上に資する。	離島航路船舶建造費補助金交付要綱	建造工事費、搭載需品、機材品及びその他知事が認める費用の45%以内(平成29年6月から平成33年3月まで)
	⑧離島航路線運航費補助	離島における住民の生活に必要な旅客運送の確保を図る。	東京都離島航路線運航費補助金交付要綱	4月から3月までの補助対象航路の損失見込額の2分の1
	⑨伊豆大島航空旅客運賃補助	大島町に旅客誘致を促進し、復興に資する。	伊豆大島航空旅客運賃補助金交付要綱	伊豆大島椿まつりの開催期間、旅客一人当たり2,500円(満3歳以上満12歳未満2,000円)
	⑩離島航空路運賃補助	国境離島地域における継続的な居住が可能となる環境の整備を図る。	東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付要綱	基準航空路運賃と要綱で定められた住民等に適用する運賃の差額に住民等の利用人員及びび108分の100を乗じて得た額(国庫補助は55%)
	⑪航空機購入費補助	離島住民の福祉の向上及び空港の効率的な利用に資する。	東京都航空機購入費補助金交付要綱	離島航空路に就航する航空機等の購入金額全体の55%以内(国庫補助は購入金額全体の45%以内)
	⑫検査業務費・機器購入費補助	都営空港における航空機の安全かつ快適な利用を確保する。	航空保安検査補助金交付要綱	保安検査業務費又は保安検査機器購入費の2分の1以内の額

(表2) 団体の補助金交付状況

(単位:千円)

団体名	補助事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
伊豆諸島開発株式会社	①離島航路補助	237,853	198,611	300,660
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	314,592	293,582	298,664
	⑥伊豆大島船舶旅客運賃補助	111,947	153,135	-
	⑦離島航路船舶建造費補助	-	-	573,750
	小計	664,393	645,328	1,173,074
	①小笠原諸島離島航路補助	115,805	68,551	69,297
	②小笠原諸島離島航路改善補助	-	8,902	27,323
	③小笠原諸島離島航路船舶建造費補助	589,500	190,488	-
	④離島航路補助	183,369	204,128	198,948
	小計	279	261	237
伊豆諸島海上貨物運賃補助	小計	888,954	472,332	295,806
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	279	261	237
神新汽船株式会社	①離島航路補助	42,811	79,094	82,050
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	2,406	2,814	2,523
新島物産株式会社	小計	45,218	81,908	84,574
	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	13,266	12,242	12,512
八幡丸漁業運輸株式会社	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	2,740	2,192	217
	③離島航空路線運航費補助	255,278	103,463	116,955
全日本空輸株式会社	⑩離島航空路運賃補助	-	-	8,563
	⑫検査業務費・機器購入費補助	30,112	19,912	20,608
新中央航空株式会社	小計	285,390	123,375	146,127
	⑧離島航空路線運航費補助	83,247	102,243	101,523
新中央航空株式会社	⑨伊豆大島航空旅客運賃補助	6,380	7,987	-
	⑩離島航空路運賃補助	-	-	25,926
新中央航空株式会社	⑪航空機購入費補助	-	683,101	-
	⑫検査業務費・機器購入費補助	1,182	898	-
合計	小計	90,809	794,230	127,450
	合計	1,990,774	2,131,610	1,839,765

(表3) 事業別の補助金交付状況

(単位：千円)

補助事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①小笠原諸島離島航空補助	115,805	68,551	69,297
②小笠原諸島離島航空改善補助	-	8,902	27,323
③小笠原諸島離島航空船舶建造費補助	589,500	190,488	-
④離島航空補助	464,034	481,834	581,659
⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助	333,285	311,093	314,156
⑥伊豆大島船舶旅客運賃補助	111,947	153,135	-
⑦離島航空船舶建造費補助	-	-	573,750
⑧離島航空路線運航費補助	338,526	205,706	218,479
⑨伊豆大島航空旅客運賃補助	6,380	7,987	-
⑩離島航空路線運賃補助	-	-	34,490
⑪航空機購入費補助	-	683,101	-
⑫検査業務費・機器購入費補助	31,294	20,810	20,608

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

平成27年度から平成29年度における主な補助対象事業では、離島航空補助は、補助対象航空線の損失額から国庫補助金を差し引いた額が増えたことで平成27年度に比べ増加し、離島航空路線運航費補助は補助対象航空線の損失額が減ったことで平成27年度に比べ減少している。また、伊豆諸島海上貨物運賃補助については、貨物取扱量が減ったことで補助金は平成27年度に比べ減少している状況である。その他、平成28年度には、父島・母島間において小笠原諸島離島航空船舶建造費補助により建造されたはじま丸が就航したほか、彌布・離島路線として利用する航空機を、航空機購入費補助を受けて購入している。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計処理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

① 小笠原諸島離島航空補助

(単位：千円)

区分	伊豆諸島開発株式会社			
	父島～母島	母島～父島		
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
収益	149,530	227,645	283,405	
運航収益	127,577	128,279	129,370	
営業収益	21,953	99,366	154,034	
費用	363,782	337,817	421,532	
運航費用	325,818	281,498	321,518	
営業費用	37,933	56,318	100,013	
差引当期純損失	214,221	110,172	138,127	
補助金	国庫	98,415	32,718	41,507
	都	115,805	68,551	69,297

(注) 補助対象期間は、平成27年度については平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間であり、平成28年度及び平成29年度についても同様である(以下、表4、表5、表7及び表8において同じ)。

表4、表5、表7及び表8において同じ。  
都補助金は、差引当期純損失から国庫補助及び航空改善補助を除いた額である。

(表4) 補助対象航空線輸送実績

団体名	航空線	年度	運航回数(回)	輸送実績			
				旅客	貨物		
				輸送人員(人)	輸送量(ト)	運賃収入(千円)	運賃収入(千円)
伊豆諸島開発株式会社	父島～母島	平成27年度	258.5	18,596.5	72,130	4,131.76	42,209
		平成28年度	261.5	20,431.5	72,329	4,346.30	42,753
		平成29年度	252.0	21,317.5	77,397	3,963.50	38,352

(注) 輸送人員は、子供を0.5人として計算している(以下、表8において同じ)。

② 小笠原諸島離島航路改善補助

(表5) 船舶使用料 (単位：千円)

区分	伊豆諸島開発株式会社 父島～母島	
	平成28年度	平成29年度
使用料総額	17,804	54,647
補助金	8,902	27,323

③ 小笠原諸島離島航路船舶建造費補助

(表6) 船舶購入実績 (単位：千円)

区分	伊豆諸島開発株式会社	
	平成27年度	平成28年度
購入船舶の型式等	453トﾝ 鋼製 貨客船 全長65.2m 幅12m	
総事業費		1,559,976
補助金	国庫	69,000
	都	589,500
		75,445
		190,488

④ 離島航路補助

(表7) 団体別補助金交付実績 (単位：千円)

区分	東海汽船株式会社			伊豆諸島開発株式会社		
	年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入		1,524,806	1,510,016	1,478,444	279,384	212,682
支出		1,486,153	1,413,673	1,443,985	170,228	181,053
差引当期純損失		38,653	96,342	34,458	109,155	31,609
費用		2,117,290	2,080,796	2,069,983	607,093	624,772
収入		1,343,155	1,319,431	1,322,005	494,528	513,903
支出		774,134	761,364	747,977	112,565	110,869
差引当期純損失		569,021	557,467	575,028	181,965	102,870
補助金		318,591	357,169	275,878	144,339	207,980
収入		237,853	198,611	300,660	183,369	204,128
支出						
差引当期純損失						
収入		231,698	109,423	106,978		
支出		85,083	105,773	105,492		
差引当期純損失		146,614	3,649	1,486		
費用		276,082	301,801	307,417		
収入		141,443	162,681	167,835		
支出		134,638	139,119	139,582		
差引当期純損失		44,383	192,378	200,438		
補助金		1,572	113,283	118,387		
収入		42,811	79,094	82,050		
支出						
差引当期純損失						

(注1) 神新汽船株式会社の平成27年度の国庫補助金は、旧船売却益の影響により低額となっている。  
 (注2) 東海汽船株式会社の補助金は、事業者負担額等を実質欠損額から控除している。

(表 8) 団体別補助対象航路輸送実績

団体名	航路	年度	運航回数(回)	輸送実績			
				旅客 輸送人員 (人)	運賃収入 (千円)	貨物 輸送量 (t)	運賃収入 (千円)
東海汽船株式会社	東京～八丈島	平成27年度	346	107,490.5	813,571	45,396.71	421,037
		平成28年度	349	110,903.5	778,470	45,634.97	383,212
伊豆諸島開発株式会社	八丈島～青ヶ島	平成27年度	144.5	1,868.5	5,006	17,178.35	157,290
		平成28年度	163	2,592.5	6,371	18,090.61	166,542
伊豆諸島開港株式会社	下田～神津島	平成27年度	252	9,331.0	30,428	6,667.36	47,837
		平成28年度	278	9,950.0	35,589	7,656.21	56,569
神新汽船株式会社	下田～神津島	平成29年度	276	11,053.0	40,029	7,197.68	51,341

⑤ 伊豆諸島海上貨物運賃補助

(表 9) 取扱実績

(単位：t)

団体名 (運送航路)	100%補助品目			50%補助品目		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東海汽船株式会社 (東京・伊東・伊豆諸島各島間)	16,154.92	15,822.61	15,880.83	23,729.82	23,768.64	23,351.97
伊豆諸島開発株式会社 (八丈島・青ヶ島間)	1.09	0.62	0.43	54.51	54.82	49.03
神新汽船株式会社 (下田・利島・新島・式根島・神津島間)	12.99	12.01	11.38	485.47	633.81	543.37
新島物産株式会社 (東京・大島・新島・神津島・三宅島間)	843.53	864.99	870.58	677.14	480.00	498.91
八幡丸漁業運輸株式会社 (東京・大島・新島・神津島・三宅島・八丈島間)	-	-	-	74.75	61.51	9.09

(注) 補助対象期間は、平成27年度については平成27年1月1日から同年12月31日までの1年間であり、平成28年度及び平成29年度についても同様である(以下、表10において同じ)。

(表 10) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

区分	東海汽船株式会社	伊豆諸島開発株式会社	神新汽船株式会社	新島物産株式会社	八幡丸漁業運輸株式会社
平成27年度	188,992	19	191	9,258	-
平成28年度	100,853	238	2,035	2,936	2,740
平成29年度	24,746	21	180	1,071	-
計	314,592	279	2,406	13,266	2,740
100%補助	183,549	10	172	9,622	-
50%補助	100,709	243	2,561	2,218	2,192
燃料	9,323	7	80	401	-
計	293,582	261	2,814	12,242	2,192
100%補助	184,568	8	160	9,666	-
50%補助	99,119	216	2,232	2,218	217
燃料	14,976	12	130	628	-
計	298,664	237	2,523	12,512	217

⑤ 伊豆大島船舶旅客運賃補助

(表 11) 補助金交付実績

区分	東海汽船株式会社			平成28年度		
	大人	小人	合計	大人	小人	合計
単価(円)	1,500	1,000	-	1,500	1,000	-
人数(人)	73,867	1,147	75,014	100,684	2,109	102,793
金額(千円)	110,800	1,147	111,947	151,026	2,109	153,135

(注) 平成27年度の補助対象期間は平成28年1月31日から同年3月21日まで、平成28年度の補助対象期間は平成29年1月29日から同年3月26日までである(以下、表14において同じ)。

⑦ 離島航路船舶建造費補助

(表 1 2) 補助金交付実績

(単位：千円)

区分	東海汽船株式会社	
	平成29年度	
購入船舶の型式等	155トン アルミニウム合金製 全浸翼型水中翼旅客船 全長30.33m 幅8.53m	
補助金額	573,750	

(注) 総事業は51億円であり、このうち都の補助額は22億9,500万円、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金は22億9,500万円、自己資金は5億1,000万円である。

⑧ 離島航路路線運航費補助

(表 1 3) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

区分	全日本空輸株式会社			新中央航空株式会社		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入	2,270,750	2,229,298	2,229,231	1,007,592	1,219,939	1,263,852
営業収入	2,211,204	2,168,878	2,160,649	1,002,144	1,213,382	1,257,632
営業外収入	59,546	60,420	68,582	5,448	6,557	6,220
費用	2,808,373	2,447,115	2,475,453	1,174,973	1,424,426	1,467,382
営業費用	2,747,138	2,392,842	2,425,677	1,158,073	1,393,508	1,447,193
営業外費用	61,235	54,273	49,776	16,900	30,918	20,189
差引当期純損失	537,623	217,817	246,223	167,381	204,487	203,530
補助金	国庫	255,278	103,463	116,955	83,247	102,243
	都	255,278	103,463	116,955	83,247	102,243

(注 1) 補助対象期間は平成27年10月24日まで  
(注 2) 補助対象期間は平成27年10月25日から

⑨ 伊豆大島航空旅客運賃補助

(表 1 4) 補助金交付実績

新中央航空株式会社

区分	平成27年度			平成28年度		
	大人	小人	合計	大人	小人	合計
単価(円)	2,500	2,000	-	2,500	2,000	-
人数(人)	2,524	35	2,559	3,142	66	3,208
金額(千円)	6,310	70	6,380	7,855	132	7,987

⑩ 離島航路路線運賃補助

(表 1 5) 団体別補助金交付実績

全日本空輸株式会社

区分	平成29年度	
	東京～八丈島	調布～三宅島
対象路線	14,900	
基準航路運賃額(a)(円)	13,500	
要綱第6条(2)の規定額(b)(円)	1,400	
差額(a-b)(円)	14,680	
利用者数(人)	19,029	
請求額(千円)	10,466	
補助金額(千円)	国庫	10,310
	都	8,563

(注) 全日本空輸株式会社の八丈島便は平成29年9月1日から、新中央航空株式会社の三宅島便は平成29年8月1日から補助を開始している。

⑪ 航空機購入費補助

(表 1 6) 航空機購入実績

(単位：千円)

区分	新中央航空株式会社	
	平成28年度	
購入航空機の型式等	Dornier228-212型機 1機(乗客定員19名)	
補助対象経費の金額	1,242,003	
補助金額	国庫	558,901
	都	683,101

⑫ 検査業務費・機器購入費補助  
(表 17) 検査業務費補助

(単位：千円)

区分	全日本空輸株式会社			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度
対象空港名	大島空港	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
保安検査業務委託費	15,571	38,712	39,824	40,774
ハイジャック検査業務	8,133	23,762	24,223	25,318
受託手荷物検査業務	6,097	13,025	13,282	13,901
地上作業監視業務	1,341	1,925	2,317	1,554
補助対象経費合計	54,284	39,824	40,774	40,774
補助金額	27,142	19,912		20,387

(表 18) 団体別検査機器購入費補助

(単位：千円)

区分	全日本空輸株式会社		新中央航空株式会社	
	平成27年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
対象空港名	八丈島空港	八丈島空港	三宅島空港	大島空港
保安検査機器の種類	液体検査装置 X線検査装置	監視カメラ	門型金属探知機 液体物検査装置	門型金属探知機 液体物検査装置
補助対象経費の金額	5,940	442	2,365	1,797
補助金額	2,970	221	1,182	898

第 4 出資団体別監査結果



八丈島空港ターミナルビル株式会社

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	八丈島空港ターミナルビル株式会社	平成30年5月23日	第37期(平成28.4.1~平成29.3.31)及び第38期(平成29.4.1~平成30.3.31)の事業
局	港湾局	平成30年5月17日	

2 団体の概要

設立の目的	島民の生活安定や観光をはじめとする島内産業の活性化にとって必要不可欠な八丈島空港施設の管理運営業務等を行うことを目的として設立
主な沿革	昭和2年1月 海軍飛行場として開設 昭和37年5月 八丈島空港供用開始 昭和58年7月 八丈島空港ターミナルビル株式会社設立 昭和57年4月 八丈島空港ターミナルビル供用開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸室及び空港施設の賃貸業</li> <li>航空機、航空旅客、航空貨物等の地上取扱業</li> <li>食堂及び売店の経営</li> <li>衣類等のクリーニング業</li> <li>空港施設及びその他施設の管理運営業務</li> </ul>
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷2839番地2
組織	1部
人員	役員11名(代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役1名、取締役6名及び監査役2名(代表取締役専務及び常務取締役を除き非常勤)) 従業員53名
出資	資本金3億円のうち、1億5,900万円(53%)
経常収益に占める都からの収益(表1)	経常収益6億50万円のうち、1億9,797万円の(33.0%)
財産の貸付(表2)	土地(3,645㎡)を有償貸付
職員の派遣等	非常勤の取締役3名が都職員(局長級1名及び部長級2名) 代表取締役社長及び常務取締役が都退職者
都との関係	都は団体を報告団体とし、東京都監理団体指導監督要綱に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

公の施設の管理運営(表3)	1億5,365万円の(平成28年度指定管理料)	1億5,328万円の(平成29年度指定管理料)
指定管理者 運営状況評価	平成28年度：A	平成29年度：A

(注) 上記数値等は平成30年3月31日現在

(表1) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)		第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	492	100	608	100	600	100
都からの収益	81	16.6	198	32.7	197	33.0
大島港湾空港施設巡回点検等業務委託	15	3.2	15	2.6	15	2.6
三宅島港湾空港施設点検等巡回業務委託	26	5.3	28	4.6	28	4.7
八丈島空港管理業務委託	39	8.0	-	-	-	-
特定建築物環境衛生管理委託	0	0.1	0	0.1	-	-
八丈島港湾漁港施設巡回業務委託	-	-	0	0.1	0	0.1
八丈島空港指定管理	-	-	153	25.2	153	25.5
他の収益	410	83.4	410	67.3	402	67.0

(表2) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	八丈島空港用地	空港ビル建築のため	3,645㎡		1,680

(表3) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名	指定管理期間	指定管理料	
		第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
東京都八丈島空港 (東京都八丈島八丈町大賀郷2839番地2)	平成28.4.1~ 平成33.3.31	153,658	153,280

第3 監査の結果  
1 経営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	489	604	115	23.6	598	△ 6	△ 1.0
売上原価	55	139	84	152.2	139	0	0.4
経常利益	51	80	29	56.4	52	△ 27	△ 34.4
当期純利益	31	55	23	72.5	35	△ 19	△ 35.1
資産合計	991	1,089	98	10.0	1,104	14	1.4
負債合計	116	159	43	37.5	138	△ 20	△ 13.1
純資産合計	874	929	55	6.3	965	35	3.8

(1) 監査の観点

本監査では、主に、八丈島空港ターミナルビル株式会社 (以下「会社」という。) が所有する八丈島空港ターミナルビル (以下「空港ビル」という。) 及び第37期 (平成28年度) から会社が指定管理者となつている東京都八丈島空港について、施設設備等の管理及び運営を適切に行つているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

八丈島・東京路線は全日本空輸株式会社、利島・大島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島路線は東邦航空株式会社 (注) によりそれぞれ運航されており、会社は、所有する空港ビルをこれら航空事業者等に賃貸するほか、これら航空事業者からメンテナンス業務等を受託している。また、会社は、主に空港ビルを利用する旅客を対象に、直営のレストラン及び売店を運営するほか、物品販売業務等も行っている。

空港管理事業として、会社は、東京都大島空港及び東京都三宅島空港等における巡回等業務を受託しているほか、第37期 (平成28年度) からは、指定管理者として、東京都八丈島空港の管理運営も受託している。

なお、会社は、昭和57年に供用開始した空港ビルのリニューアルを計画しており、設計業務を委託する等着工に向けた準備を行つている。

(注) 公益財団法人東京都島しょ振興公社から受託

(3) 経営成績

会社が、平成28年4月1日から東京都八丈島空港の指定管理者になったことに伴い、第37期 (平成28年度) の売上高及び売上原価は、第36期 (平成27年度) に比べてそれぞれ増加し、経常利益及び当期純利益についてもそれぞれ増加している。

第38期 (平成29年度) は、従業員に対して社内登用試験を実施し、有期雇用から無期雇用への転換を推進していることによる給料手当の増等のため販売費及び一般管理費が増加して

いることから、経常利益、当期純利益共に、第37期 (平成28年度) と比較して減少している。

(4) 財政状態

第38期 (平成29年度) における資産は、第37期 (平成28年度) に比べ、期中に投資有価証券が満期となったため減少しているものの、これにより預金が増えていること、また、空港ビルのリニューアルに向け、設計業務の委託、浄化槽の更新を行つていること等に伴い、建設仮勘定及び構築物が増えているため、増加している。

負債については、第37期 (平成28年度) に比べ、税引前当期純利益が減つていることに伴う未払法人税の減により、減少している。

純資産については、第38期 (平成29年度) も当期純利益を確保できていないことから増加している。

(5) 経営に関する評価

会社は、第37期 (平成28年度) から、東京都八丈島空港の指定管理者として、航空輸送を確保し、もつて島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的に設置された空港を、安全かつ効率的に管理するため、その管理運営業務を行つている。

空港土木施設等の巡回、点検業務等を年間事業計画に沿つて行うとともに、鳥獣防除業務においても機器の導入により鳥類の飛来数が減少するなどの成果を上げている。これまでに管理取組による事故は発生しておらず、消火救難等の訓練を実施することにより空港の安全性についても確保し、国による航空灯火定期検査等に対応している。また、個人情報保護の取扱いについて研修を実施するなど法令等を遵守する取組を行つている。さらに、使用料徴収業務や都有財産の管理等についても適正に実施している。

会社の経常収益には、指定管理料のほか、テナントからの不動産収入及び航空事業者等からの受託収入があり、これらのみで会社の経常収益の過半を占めていることから、会社は、今後も旅客を誘致するための取組を推進する必要がある。

「八丈島アイキッぷ」(注1)の導入や「しまぼ通貨」(注2)の販売等により旅客数は、第37期 (平成28年度) 及び第38期 (平成29年度) において、いずれも前年度に比べて増加しており、第38期 (平成29年度) は、19万3,000人 (対前年度比106.2%) となっている。

このほか、会社は、空の日イベントや空港の制限区域見学会などを開催し、旅客を誘客する取組を行つている。

会社は、第38期 (平成29年度) を開始年度とする第5次中期計画を策定し、経営ビジョンとして、島の玄関口である空港の利用者に安全で快適なサービスを提供するとともに、「活気ある島」を目指して積極的な事業展開を図っていくとし、「安定的な経営基盤の構築」、「ペルリニューラルに向けた各取組と完成後の方向性確認」及び「活気ある島」への貢献と優しく賑わいがある空港づくり」を骨子とする中期目標を掲げている。

今後、会社は、既存事業の検証と品質向上に振り組み、指定管理者として空港管理業務を検証し、着実に実施するとともに、雇用環境の整備等により経営基盤の安定化を図るだけでなく、空港ビルのリニューアルの的確に対応するほか、「活気ある島」の実現に向けた事業を推進していく必要がある。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

(注1) 八丈島に住民票がある者に適用される割引運賃  
(注2) 東京都の島しょ地域で利用できるプレミアム付き宿泊旅行商品券

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 不動産事業等

項目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
不動産事業 (空港ビル賃貸)	ANAホールディングス株式会社 東京都(八丈支店) 土産物店舗等		
受託事業	ANA旅客・貨物ハンドリング業務、運航管理支援業務、整備補助業務 東邦航空ハンドリング業務等		
レストラン事業	売店運営業務(いそごっこ) ファミリーショップ取次業務		
販売事業	物品販売業務等		
空港管理事業	八丈島空港管理業務 三宅島港湾空港施設点検等巡回業務等		

イ 公の施設の管理運営

項目	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
空港土木施設等の維持管理業務	滑走路等の巡回業務 通年(3回/日) 立入禁止柵・トンネル等巡回 通年(1回/毎朝) 立入禁止柵定期点検 6回(2か月ごと) 飛行場定期点検 24回(毎月2回) 空港緑地管理 灯火施設維持管理業務等	鳥飛来状況確認 通年(2回/日) 監視カメラを常時作動 42回(煙火・スビーカ一使用)
鳥獣防除業務	パードスノープ —使用)	鳥飛来状況確認 通年(2回/日) 監視カメラを常時作動 253回(煙火・スビーカ一に加え、エアライフル、超音波鳥獣撃退装置使用)
駐車場の管理業務	定時巡回 通年(2回/日) 定期点検 12回(毎月1回)	

項目	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)
空港の運用業務	通常運用時間帯 通年(8:00~18:00) 時間外運用 運用時間延長(注1) 26回 夜間臨時運用(注2) 27回	通常運用時間帯 通年(8:00~18:00) 時間外運用 運用時間延長(注1) 29回 夜間臨時運用(注2) 25回
使用料徴収業務	ANA・TAL 着陸1,790回 民間機 着陸66回 公用機 停留(注3) 31回 着陸137回 停留(注3) 6回 着陸20,931千円	ANA・TAL 着陸1,794回 民間機 停留(注3) 6回 着陸90回 公用機 停留(注3) 46回 着陸138回 停留(注3) 7回 着陸21,637千円
空港保安対策業務	都及び航空局からの通達文書の回覧 都度実施 消火救難対応等訓練 1回 不法侵入事案等対応訓練 1回 航空機不法奪取対応訓練 1回	都度実施
自主事業	ご意見箱設置による利用者要望等把握 空港管理業務に関するウェブサイト作成 空港飾り付け活動 空の日(10/1)イベント 鳥獣防除対策の見学会 鳥獣防除対策の検証 青ヶ島村立小中学校の作品等展示 屋上展望デッキ長椅子設置 オオキョウエイキョウ除草作業 中学生職場体験受け入れ	ご意見箱設置による利用者要望等把握 空港管理業務に関するウェブサイト作成 空港飾り付け活動 空の日(10/1)イベント 鳥獣防除対策の見学会 鳥獣防除対策の検証 青ヶ島村立小中学校の作品等展示 空港絵画展 空港施設案内板の設置 空港花壇植栽作業

(注1) 運用時間中に対応要請があり、18時以降まで運用延長した場合  
(注2) 担当従業員退社後に、緊急で閉港要請があった場合  
(注3) 6時間以上空港内に停留すること

(2) 経営成績  
ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)	
		増減額	増減率	増減額	増減率
売上高	489	604	23.6	598	△ 1.0
不動産収入	171	171	△ 0	172	0
受託収入	150	150	0	144	△ 4.5
リース収入	65	68	4.5	69	1.9
販売収入	26	24	△ 1	23	△ 4.8
空港管理収入	75	113	△ 7.0	188	△ 0.1
売上原価	55	139	152.2	139	0
売上総利益	433	465	7.2	458	△ 1.5
販売費及び一般管理費	385	388	3	407	18
営業利益	48	76	27	50	△ 25
営業外収益	3	4	1	2	△ 49.2
受取利息	2	2	0	1	△ 0
受取配当金	0	0	14.4	0	△ 48.3
雑収入	0	1	1	0	△ 88.8
営業外費用	0	0	△ 99.8	0	200
経常利益	51	80	29	52	△ 27
税引前当期純利益	51	80	29	52	△ 27
法人税等	15	27	12	16	△ 10
法人税等調整額	4	△ 1	△ 141.0	0	2
当期純利益	31	55	23	35	△ 19

イ 主要经营指標の推移

項目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	5.2	7.3	4.8	事業利益 総資本
売上高営業利益率 (%)	9.9	12.6	8.5	営業利益 売上高
総資本回転率 (回)	0.5	0.6	0.5	営業収益 総資本
総費用対総収益比率 (%)	89.5	86.7	91.2	総費用 総収益

(3) 財政状態  
ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)	
		増減額	増減率	増減額	増減率
流動資産	514	685	170	726	40
現金	5	5	△ 0	5	0
預金	479	640	160	680	40
売掛金	19	30	10	30	0
貯蔵品	3	3	△ 0	3	0
立替金	1	0	△ 1	0	△ 50.0
前払費用	-	-	-	0	0
未収消費税	-	-	-	0	0
繰延税金資産	4	5	1	4	0
固定資産	476	404	△ 72	378	△ 26
有形固定資産	230	226	△ 4	289	63
建物	675	675	-	675	-
建物付属設備	351	351	-	352	0
構築物	61	61	-	94	32
機械装置	52	52	-	52	0
車両運搬具	6	8	2	8	-
工具器具備品	52	51	△ 1	52	0
土地	39	39	-	39	-
建設仮勘定	-	11	11	25	14
減価償却累計額	△ 1,009	△ 1,027	△ 18	△ 1,012	15
無形固定資産	0	0	-	0	-
電話加入権	0	0	-	0	-
投資その他の資産	245	177	△ 67	87	△ 89
関係会社株式	49	49	-	49	-
投資有価証券	179	109	△ 69	20	△ 81.7
出資金	1	1	-	1	-
保証金	-	0	0	0	-
長期前払保険料	-	1	1	0	△ 50
敷金	0	0	-	0	-
長期繰延税金資産	14	14	0	15	0
資産合計	991	1,089	98	1,104	14

(単位：百万円、%)

科目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)		第38期 (平成29年度)		
		増減額	増減率	増減額	増減率	
流動負債	61	102	66.5	80	△ 22	△ 22.2
買掛金	5	5	2.5	5	0	1.3
未払金	1	24	-	26	2	9.9
未払費用	4	5	18.9	6	1	27.6
前受金	12	△ 0	0.2	13	0	0.8
預り金	8	9	15.4	9	0	1.8
未払法人税等	6	23	288.6	4	△ 18	△ 79.3
賞与引当金	10	9	△ 10.0	-	△ 9	△ 100
固定負債	12	12	4.4	13	0	3.5
長期預り金	54	56	2	58	1	3.4
退職給付引当金	8	8	0	8	0	0
負債合計	46	48	5.3	50	0	4.0
株主資本	116	159	43	138	△ 20	△ 13.1
資本金	874	929	6.3	965	35	3.8
利益剰余金	300	300	0	300	0	0
別途積立金	574	629	9.6	665	35	5.7
建設準備積立金	80	120	40	50	△ 50	△ 41.7
繰越利益剰余金	450	450	0	450	0	0
純資産合計	44	59	33.8	45	△ 14	△ 23.8
負債・純資産合計	874	929	6.3	965	35	3.8
	991	1,089	10.0	1,104	14	1.4

イ 主要経営指標の推移

項目	第36期 (平成27年度)	第37期 (平成28年度)	第38期 (平成29年度)	算式
流動比率 (%)	831.4	665.3	906.3	流動資産 流動負債
自己資本比率 (%)	88.3	85.3	87.4	自己資本 総資本
固定長期適合比率 (%)	51.3	41.0	37.0	固定資産 長期資本

公立大学法人首都大学東京

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公立大学法人首都大学東京	平成30年10月22日から 同月30日まで	平成28年度及び平成29年
局	総務局	平成30年10月18日及び 31日	度の事業

2 団体の概要

設立の目的
大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と獨創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを旨とす大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的として設立
公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、平成17年4月1日に都が設立
<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都大学東京</li> <li>・首都大学東京設置</li> <li>平成17年4月 首都大学東京設置</li> <li>平成18年4月 首都大学東京大学院再編</li> <li>・産業技術大学院大学</li> <li>平成18年4月 産業技術大学院大学設置</li> <li>平成18年4月 産業技術高等専門学校</li> <li>・東京都立産業技術高等専門学校</li> <li>平成18年4月 東京都立産業技術高等専門学校設置</li> <li>平成20年4月 公立大学法人首都大学東京へ移管</li> </ul>
主な沿革